

＜減免が受けられる障がいの範囲＞

障害の区分	障害の級別		が運転
	身体障害者等本人が運転	生計を一にする者 常時介護する者	
視覚障害	1級～4級	1級～4級	}
聴覚障害	2級、3級	2級、3級	
平衡機能障害	3級	3級	
音声機能障害	3級(喉頭摘出者のみ)		
上肢不自由	1級、2級	1級、2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級	
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級、2級	
	移動機能	1級～6級	
心臓・じん臓・呼吸器 ぼうこうまたは直腸・小腸	機能障害	1級、3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	1級～3級	
肝臓機能障害	1級～3級	1級～3級	
知的障害	その障害の程度が「重度」(療育手帳に記載された障害の程度が「A」の方)		
精神障害	精神障害者保健福祉手帳に記載された障害等級が1級の方		

※ 戦傷病者の区分については、税務課へお問い合わせください。

※ 障がいが重複することにより、表と異なる上位の等級とされている場合は、税務課へお問い合わせください。

※ 下肢および体幹不自由などの場合は、運転者別によって減免が受けられる障がいの範囲が異なりますのでご注意ください。